

知財金融の考え方と現状

—「地方創生と知財」を実現するための地域金融機関によるリスクマネー供給のあり方—

渡部博光 (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 環境・エネルギー部兼知的財産コンサルティング室部長
／弁理士)

IP Finance : Its Concept and Current Circumstances A Look at the Provision of Risk Money by Regional Financial Institutions for “Regional Revitalization and Intellectual Property”

*Hiromitsu Watanabe
Patent Attorney/General Manager Intellectual Property Consulting Dept., Environment and Energy Dept.,
Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd*

【要旨】「日本再興戦略」では、地域金融機関に対し、地域の中小企業の成長性等も踏まえた事業性を評価し、融資や支援を行なうことを求めており、「金融行政方針」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でもその方針がうたわれ、これを受けた地域金融機関による事業性評価への取り組みが活発化している。また、特許庁では、平成26(2014)年度から地域金融機関の事業性評価の支援として、取引先中小企業の「知財ビジネス評価書」を作成する事業を行っており、これを活用し融資に至った事例なども出始めている。このような動きの中で、事業の競争力の源泉となる技術や知的財産権を事業性評価の中での的確に評価し、融資のリスクの低減や本業の支援などにつなげたいとする、地域金融機関からのニーズも高まりつつある。本稿では、特許庁事業も含めた、地域金融機関による事業性評価への取り組みの背景、現状を紹介した上で、今後の知財金融とそこでの評価のあり方について述べている。

【キーワード】 知財金融 事業性評価 知財ビジネス評価書

【Abstract】 Under “Japan Revitalization Strategy,” regional financial institutions are being asked to evaluate business viability based on the growth potential of regional SMEs and other factors and to provide financing and support accordingly. This same policy is included in the government’s “Financial Administration Policy” and “Comprehensive Strategy for Revitalizing Towns, People, and Work.” Regional financial institutions are accordingly stepping up their efforts to evaluate business viability. Additionally, looking to supporting those evaluations, the Japan Patent Office has been executing an initiative for the preparation of “IP business valuation reports” for institutions’ client SMEs since FY2014. Instances in which this initiative has led to actual financing are beginning to emerge. At the same time, regional financial institutions have growing needs as they attempt to accurately evaluate technologies and IP rights, which are a source of business competitiveness, in terms of business viability and to tie the results to lower financing risk. This paper presents the background and current circumstances of approaches to business viability evaluations by regional financing institutions, including the Japan Patent Office’s initiative. It then discusses the future of IP finance and the best way of conducting evaluations within it.

【KEYWORDS】 IP Finance Business Viability Evaluation IP Business Valuation Report

1. はじめに

知財金融とは耳慣れない言葉であると思うが、特に正式な定義はないと思われる。筆者は、「知財を活用した優れた事業、経営を行なっている、もしくは行なうことが期待される中小企業に対して、地域金融機関¹が、積極的なコミュニケーションや的確な資金供給、支援を実施するために知財の視点を活用すること」といったニュアンスで捉えている。この定義に対しては、例えば、審査に知財の観点をどのように活用するのかという問いがなされるであろう。これについては、財務を中心とした融資判断を行ってきた、金融機関の業務プラクティスからみると、次のいい方ができよう。知財を活用して優れた事業、経営を行なっている中小企業は、その知財、事業、経営が優れていれば、当然、高い収益があがっているはずであり、それは結果として財務に反映されている。そして、そのような中小企業は、当たり前前の話であるが、金融機関からも適正に評価されており、その評価に基づいた資金供給、サービスがなされている。したがって、知財金融それ自体に特に積極的な意味を認めるような捉え方をすることはできない、ということになる。

一方、上記は、既に、知財を活用して優れた事業、経営を行ない、高い実績を残している中小企業に対しての話であり、あくまでも財務は過去の実績であることから、これから知財を活用した優れた事業、経営が期待される中小企業に対しての知財金融はどうかという観点もある。しかし、前記の観点からすれば、それは融資ではなく、投資の世界²の話であり、この点についても知財金融については積極的な意味を認められないことになる。話はここで終わってしまいそうだが、長らくこのような状況が続いてきたのは事実である。しかし、このような地域金融機関のビヘイビアに、ここにきて大きな変化が生じている。

昨今の景気の低迷、特に地域経済の疲弊が深刻になる一方で、これまでも国の大きなアジェンダにおいて、成長性が期待できる地域の中小企業に対して、地域金融機関が、より積極的な資金供給、支援

を行なうことが求められてきた。例えば、2011年6月から12年5月まで開催された、金融審議会「我が国金融業の中長期的なあり方に関するワーキンググループ」³でも同旨が明確に述べられている。しかし、地域金融機関の動きとしては、あまり活発なものとはなっていないなかったところは世の中で実感されている通りであろう。ところが、その後の日本再興戦略に始まり、さらに、ここ数年の金融庁の金融モニタリング基本方針、金融行政方針およびローカルアベノミクスと地方創生の動きから、地域金融機関による、地域の中小企業の成長に対するコミットが必須な状況になってきており、地域金融機関の取り組みが急激に活発化しつつある。そのような状況の中で、冒頭述べたような知財金融という、知財を活用した優れた事業、経営が期待できる中小企業への地域金融機関の資金供給や支援が期待され、その動きがまさに始まったところである。

本稿では、地域の中小企業に対する地域金融機関のコミットが求められている政策的な動向を確認した上で、地域金融機関の知財金融の取り組みを支援する国の事業の紹介を行ない、最後に知財金融の今後の展望、あり方について述べていくこととする。

なお、本稿は、あくまでも筆者の私見であり、所属機関、特許庁事業の公式見解ではない。また本稿の責はすべて筆者にある。

2. 地域の中小企業に対する地域金融機関が果たすべき機能についての政策的な動向

前述した金融審議会（2012）では、地域金融機関の役割が「既に、資金さえ供給すればよいという状況ではなくなっている」「企業の将来的な事業リスクや経営力を見極める目利き力とその情報をコンサルティングに活かす力が必要となっている」と述べられている。この審議会の報告書を解説した、家森（2013）では、この記述について「地域金融機関のこれまでの業務のあり方を根本的に変えていく必要性を指摘している」とし、「実体経済があつての金融システムであることを考えると、金融システムにある程度の負荷がかかっても実体経済の活性化に

図表 1 地域金融機関による中小企業支援関連の施策等について

■ 2011（平成 23）年度		
①	2011年6月～12年5月	金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方について」 ¹
②	2011年～12年3月	金融庁委託調査「地域経済における金融機能の向上に関する調査研究」(みずほ情報総合研究所) ²
地域金融機関の役割が、「現状は既に、資金さえ供給すればよいという状況ではなくなってきている」としており、中小企業への支援を求めている（①）。さらに、これまでのサービスも中小企業の成長のためのサービスが顧客目線で提供されていない（②）と指摘されている。		
■ 2012（平成 24）年度（2012年12月 第二次安倍政権発足）		
③	2012年10月～13年5月	官民ラウンドテーブル「中小企業金融の向上」作業部会 ³
地域金融機関が地域経済の活性化を主導的に担うこと、創業・新規事業支援を地域金融機関のビジネスモデルとして定着させるよう求めている（③）。		
■ 2013（平成 25）年度（2014年3月末 中小企業円滑化法期限）		
④	2013年5月	「日本再興戦略」 ⁴
⑤	2013年5月～14年3月	官民ラウンドテーブル「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会 ⁵
⑥	2013年～14年2月	金融庁委託調査「我が国金融機関による、中小企業の経営改善支援・事業再生支援等に関する調査」(NTT データ経営研究所) ⁶
⑦	2013年9月	金融庁「平成 25 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」 ⁷
企業育成について地域金融機関が経営者ともに課題解決に取り組み、フォローも続けていくこと（⑤）、企業に対して適切なコンサルティングサービスを提案するために必要となる体制整備をすべきであること（⑥）が求められており、金融庁の監督指針でも地域金融機関に対し、中小企業に対する経営支援、コンサルティングサービスを求めている（⑦）。		
■ 2014（平成 26）年度		
⑧	2014年6月	「日本再興戦略」改訂 2014 ⁸
⑨	2014年7月	金融庁「金融モニタリングレポート」 ⁹
⑩	2014年9月	金融庁「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針」 ¹⁰
⑪	2014年12月	まち・ひと・しごと創生総合戦略 ¹¹
「日本再興戦略」改訂 2014 において、地域金融機関により融資先の事業性を評価した融資、経営へ支援が十分になされるよう、金融庁の監督方針や金融モニタリング基本方針の運用を図るとしている（⑧）、これを受けて、金融庁も企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）した上で、融資、支援を行うことを求めることを金融モニタリング基本方針等で述べている（⑨、⑩）。なお、地方創生でも地域金融機関による事業性評価に基づく融資、コンサルティングサービスが求められている（⑪）。		
■ 2015（平成 27）年度		
⑫	2015年6月	「日本再興戦略」改訂 2015 ¹²
⑬	2015年7月	金融庁「金融モニタリングレポート」 ¹³
⑭	2015年9月	金融庁「平成 27 事務年度金融行政方針」 ¹⁴
「日本再興戦略」改訂 2015 でも「中小企業・小規模事業者に対する地域金融機関による積極的な経営支援を促進する」（⑫）、金融庁も「取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し、それを踏まえ解決策の提案や実行支援につなげるといった事業性評価について取組態勢の強化は不可欠」（⑬）とし、「事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援」について取組状況を確認するとあり、具体的な確認の観点が例示されている（⑭）。		

1 金融審議会(2012) 6 NTT データ経営研究所(2014) 11 まち・ひと・しごと創生本部(2014)
 2 みずほ情報総合研究所(2012) 7 金融庁(2013) 12 日本経済再生本部(2015)
 3 官民ラウンドテーブル(2013) 8 日本経済再生本部(2014) 13 金融庁(2015a)
 4 日本経済再生本部(2013) 9 金融庁(2014a) 14 金融庁(2015b)
 5 官民ラウンドテーブル(2014) 10 金融庁(2014b)

資する施策を実施すべきだというのが、社会的なコンセンサスになってきている」と述べている⁴。

その後、図表1にあるように、地域金融機関に対して、中小企業の成長性を考慮した支援や融資を求める動きが年々強まり、2014年の「日本再興戦略」改訂2014⁵では、中小企業の事業性を重視した融資や支援を地域金融機関に求める金融行政を実施することがうたわれ、これを受けて、金融庁の金融モニタリングレポート⁶、金融モニタリング基本方針⁷にも「事業性評価」というキーワードを用いながら、その旨が記載されることとなった。この平成26事務年度金融モニタリング方針について、当時の金融庁監督局審議官は、「金融機関が顧客企業の事業性評価・実態把握を行なう段階と、適切な解決策の提案・実行支援を行なう段階、この2つの段階を中心に、具体的にどのような取り組みを行なっているのかを把握する」⁸と述べており、金融行政で、地域金融機関に対して、中小企業の成長性を考慮した支援や融資の取り組みを指導、監督していく動きが固まり、2015年度も日本再興戦略、金融行政方針において、その方針が踏襲されている。

3. 地域金融機関の動向

3.1. 地域金融機関にとっての事業性評価

2. はあくまでも行政サイドの動きであるが、次に実際の地域金融機関の動きについて、述べておきたい。次の章で紹介する、平成27(2015)年度に実施されている特許庁事業「中小企業知財金融促進事業」と平成26(2014)年度の知財ビジネス評価書作成支援において、受託事業者として、地域金融機関にインタビューを実施している感触からいえば、平成26年度に比べ、平成27年度は、地域金融機関の事業性評価への取り組みは急速に進んでいるというのが率直な印象である。おそらく、平成26年度の知財ビジネス評価書作成支援において、「知財ビジネス評価書」の提供を実施し始めた頃は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月)、「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針」(平成26年9月)が公表されたばかりであり、地域金融機関の動きも鈍かったと思われるが、地域金融機関が平成

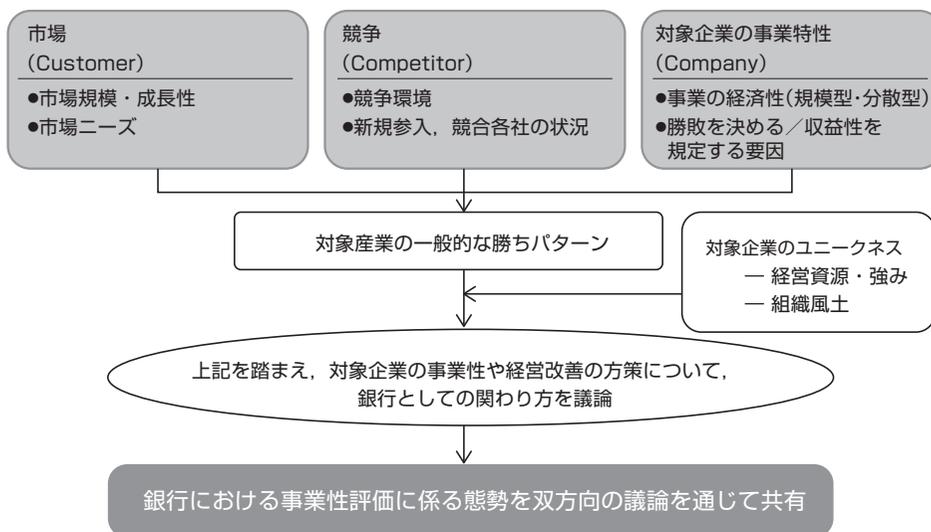
26事務年度の検査を受ける中で、国の意図することを理解し、平成27年度になり、急速に、地域中小企業へのコンサルティングや成長性を評価した融資などに向けた取り組みが進んだものと思われる。

さらに、「金融モニタリングレポート」⁹で指摘されているように、これまでの大企業向け、自治体向け、個人住宅購入向けの貸出は、財務等のチェックが中心で効率的であるものの過当競争に陥っており、これを拡大するビジネスモデルは持続可能でないとの状況は、筆者らがヒアリングを行なった地域金融機関も認識をしているところであった。そして、このような経営環境の中で、金融庁が求めている、事業性評価に基づく独自判断による融資と支援(他行が貸さない先に適正な金利で融資をし、具体的な支援を行ないながら、リスクを低減していくやり方)は、地域金融機関に必要な有力施策の1つであると考えられる。つまり、事業性評価とそれに基づく融資や支援への取り組みは、金融行政からの指導への対応という意味だけではなく、地域金融機関が経営環境変化から迫られている、自らの経営戦略の観点からも活動が加速されていると思われる。今後の知財金融はこのような地域金融機関の動きを前提で考えていく必要がある。

では、金融庁が求めている事業性評価とは、具体的にはどのような取り組みなのか、簡単に触れておきたい。金融庁のモニタリングレポートには、事業性評価の概念図として、図表2の資料が紹介されている¹⁰。これは、いわゆる3C分析¹¹として知られているフレームワークの図である。つまり金融庁としては、地域金融機関が、事業戦略の分析を行ない、その上で中小企業に融資や支援を行なうことを意図しているといえる。簡単にいえば、行員がコンサルタントになり、事業戦略の分析を行ないながら、融資や支援を行なうことが求められているといえよう。

しかしながら、これまで財務面の評価中心で効率性と低リスクを重んじてきた地域金融機関がこのような分析を行なうのは容易ではない。おそらく、事業性評価の取組形態には、各行によりさまざまなやり方、態勢が考えられるが、地域金融機関の取組態勢の理想的なモデルとして金融庁委託調査の報告書

図表2 金融庁「金融モニタリングレポート」で提示されている事業性評価検証の概念図



出所：金融庁（2014a）

で例示されているものが、図表3である。これを見ると営業店が情報を収集し、本部が分析を行ない、専門家の力を借りながら、ソリューションを提供する態勢が紹介されている。

3.2. 先進事例（広島銀行の事例）

一方、実際の地域金融機関の動きの中で、事業性評価の先進的な動きとして、紹介されているのが広島銀行の事例¹²である。広島銀行では、企業の実態把握の分析と今後の方向性の策定を支援する取り組みを行っており、実態把握は、取引先社長へのヒアリングにより、25の評価項目で構成されている「評価シート」を作成することで行っている。この25項目は、主に知的資産¹³の分析項目であるという。営業店での「評価シート」による実態把握は、2014年4月から始められており、「評価シート」は実態把握のためのコミュニケーションツールとして位置付けられている（なお、「評価シート」によるヒアリング実績は2015年3月時点で約500先とのことである¹⁴）。ちなみに、この取り組みは、本部の法人営業部門がコンサルティング能力強化をきっかけとして始めた評価シートがもとになっている。法人営業部門は、2010年秋から取引先の中長期経営計画の策定を有料（約300万円）¹⁵で実施する取り

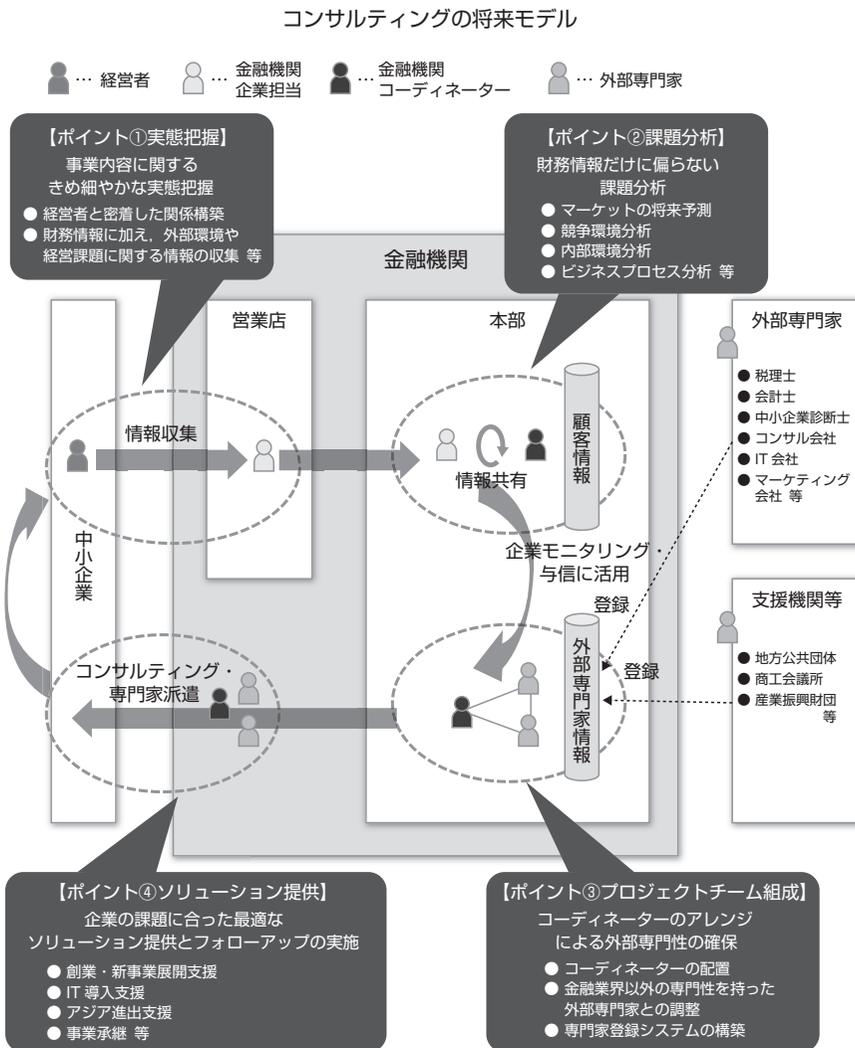
組みを行っており、この法人営業部門による評価シートは評価項目が約100程度あり、3カ月から長いと6カ月程度かけて作成の支援を行なうという。

この広島銀行の事例をみると、営業店で事業性評価の取り組みが展開できるようになるまで、有料の中長期経営計画作成支援から数えると少なくとも5年程度はかかっており、金融行政が求めている事業性評価を自前でやるためには相当な時間とコストがかかることがうかがえる。金融行政が求めているペースを想定すると、外部専門家の有効活用が求められるよう。

4. 中小企業知財金融促進事業

金融庁が事業性評価とそれに基づく融資、支援を金融行政として求め、また地域金融機関も将来的な収益性改善のため、これを自社の事業戦略として取り組む動きが進んでいる中で、特許庁は、地域金融機関向けに「中小企業知財金融促進事業」を実施している。この事業は、地域金融機関に対し、取引先中小企業の知財ビジネス評価書を作成し、地域金融機関による取引先とのコミュニケーションや実態把握、さらには融資や支援に役立ててもらうことを目的とした事業である¹⁶。

図表 3 金融庁委託調査報告書で例示されている、地域金融機関による中小企業支援のモデル



出所：NTT データ経営研究所（2014）（金融庁委託調査）

4.1. 事業の経緯と事業スキーム

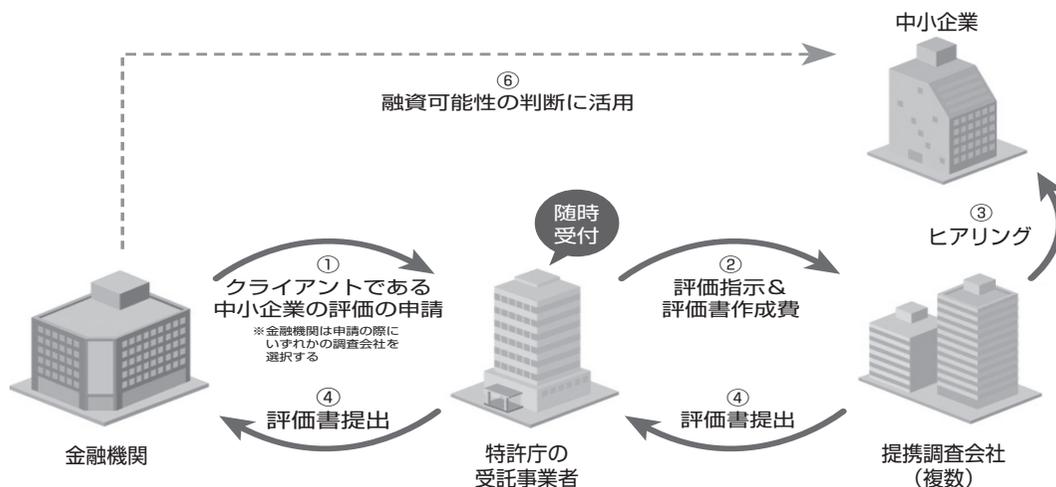
この事業は、平成 26（2014）年度に他事業の中でモデル的に実施され、平成 27（2015）年度に独立した事業として実施されている。本事業の主たる実施内容は、地域金融機関向けに知財ビジネス評価書を提供することであり、事業スキームは次のとおりである。（1）まず地域金融機関が本事業の事務局（本事業の受託事業者）に取引先の知財ビジネス評価書の作成を申請する。（2）事務局より調査会社（提携している調査会社（8社））に知財ビジネス評価書作成依頼を行なう。（3）調査会社が知財ビジネス評

価書を作成し、事務局を通じて、地域金融機関に提出される。（4）地域金融機関が取引先中小企業とのコミュニケーションや実態把握、さらには融資や支援の判断に活用する。支援対象は、銀行、信用金庫、信組に限定されており、投資を行なうベンチャーキャピタル等は対象になっていない。

4.2. 知財ビジネス評価書のコンセプト

知財ビジネス評価書は、地域金融機関が地域の中小企業に対して事業性評価を行ない、コミュニケーションや実態把握、さらには融資や支援の判断に活

図表4 中小企業知財金融促進事業スキーム図



出所：中小企業知財金融促進事業ポータルサイト (<http://chizai-kinyu.jp/>)

用してもらうことを目的としている。したがって、評価対象は、基本的には、中小企業が知財を活用して行なっているビジネスであり（図表5）、知財そのものの価値ではないと考えているが、一方で、その知的財産の金銭的な価値を知りたいというニーズも地域金融機関にあることから、知財ビジネス評価書には、知的財産の金銭的な価値を算定するものもある（図表6）。

4.3. 調査会社と知財ビジネス評価書のバリエーション

調査会社は、8社あり、それぞれ図表7に示したような特徴がある（各社の知財ビジネス評価書のサンプルは、前述した知財金融ポータルサイトでみることができる）。大きく分けると、前述したとおり、知財を活用した事業全体を市場、ビジネスモデル、技術の特徴など、網羅的に見たものがB社であり、対象企業のビジネス全体を俯瞰したものとして代表的なものになる。また、C社は、知的財産権の金銭的な評価を行なうタイプの代表的なものであり、対象事業の事業価値を算定した上で、知財の金銭的な価値を算定する。また、C社は知財の保護対象となっている技術について、競合との比較や当該技術が活用される市場動向なども評価している。金銭評価は事業価値から導くものが主であるが、H社の場合は、

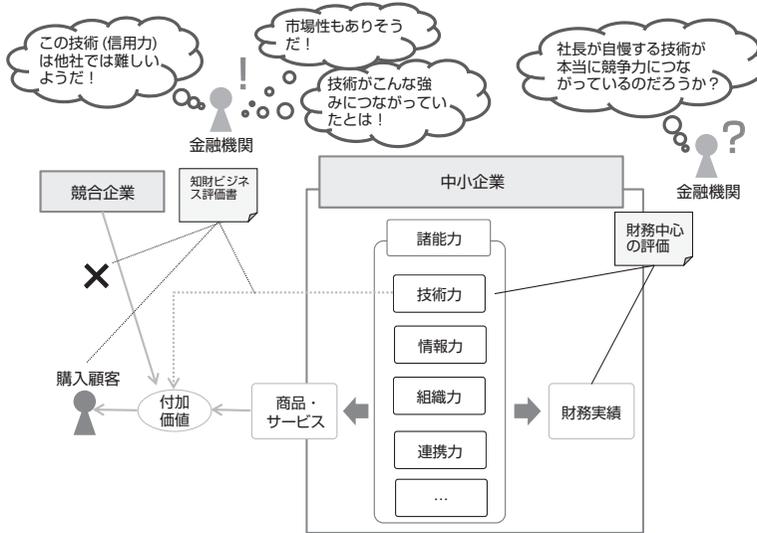
独自のアルゴリズムで算定を行なう。H社以外は、社長へのインタビュー結果等を前提として調査、分析等を行なうが、H社はインタビュー等を行わず、アルゴリズムによる計算のみで算定することから評価期間が短く、社長の見解などのバイアスがかけられないなどのメリットもある。さらに、F社のようにパテントマップを活用した評価やE社のような知的資産経営の観点から内部マネジメントも含めた評価を行なうものもある。

これらの知財ビジネス評価書は金融機関には無償で提供されるが、知財ビジネス評価書を作成した調査会社へは特許庁事業から作成費が支払われる。但し、作成費は、事業の仕様で上限が30万円程度と定められていることから、評価の内容は簡易的なものになる。通常、ビジネスデューデリを行なうと、安くても数百万円程度からになると思われるが、今回の事業では金融機関が融資や支援に活用することを想定し、事業後も民間のビジネスベースで普及させることを目的としているため、低廉な価格に抑えたもので事業を実施している。

4.4. 活用状況

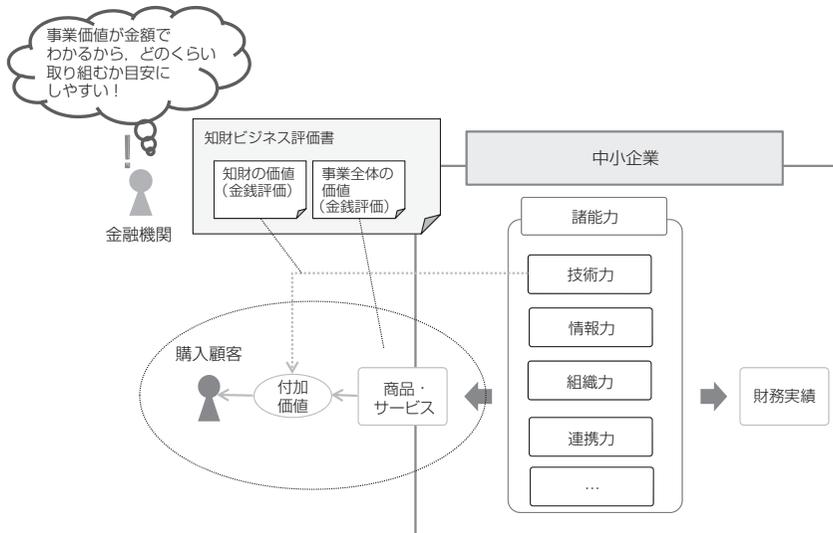
2015年度の公募は終了し、61の金融機関からの応募が採択されている。全国からまんべんなく応募があり、採択状況は、図表8のとおりである。なお、

図表 5 知財ビジネス評価書のコンセプト (その1)



出所：筆者作成

図表 6 知財ビジネス評価書のコンセプト (その2)



出所：筆者作成

14年度は、22の金融機関に合計51件の知財ビジネス評価書が提供されている(図表9)。

現在、知財ビジネス評価書を活用した金融機関にインタビューを行っており、活用状況の把握を進めているが、既に知財ビジネス評価書を活用した融資の事例も生まれている(図表10)。

平成26(2014)年度のインタビューの結果から

活用状況を紹介します(図表11)、金融機関の業務のさまざまなプロセスでの活用が図られていることがわかる。一方、現在、平成27(2015)年度の知財ビジネス評価書を活用した地域金融機関に対し、インタビュー調査を行っているが、平成26年度との比較で見ると、金融庁が行政方針として打ち出している、事業性評価の展開が急速に広がっており、

図表 7 「知財ビジネス評価書」のパターン

調査会社	評価書の特徴	作成にあたっての条件	作成までの期間
A	・知的財産権の金銭的な価値を算出。 ・ヒアリング調査および公開情報・提供資料等をもとに評価書を作成。	ヒアリング調査：あり 対応業種：制限なし	ヒアリング実施後概ね 2 週間
B	・企業が保有する知的財産の切り口から企業のビジネス全体を定性的に評価。 ・ヒアリング調査や公開情報・提供資料等をもとに、対象企業の知的財産がビジネスの競争力拡大に対して寄与する効果や貢献度を把握した上で、今後の事業上の課題等も含めて定性的な観点で評価書を作成。	ヒアリング調査：あり 対応業種：バイオ、製薬、半導体、金融以外	ヒアリング実施後概ね 1 カ月
C	・知的財産権の金銭的な価値を算出。 ・ヒアリング調査および公開情報・提供資料等をもとに市場動向や企業の強みの分析等を実施した上で評価書を作成。	ヒアリング調査：あり 対応業種：バイオ、製薬、化学については限定的	ヒアリング実施後概ね 3 週間
D	・知的財産権の金銭的な価値を算出。 ・ヒアリング調査および公開情報・提供資料等をもとに評価書を作成。	ヒアリング調査：あり 対応業種：制限なし	ヒアリング実施後概ね 3～4 週間
E	・事業内容について、知的財産面・財務面・非財務面から総合的に評価。 ・ヒアリング調査や公開情報・提供資料等をもとに、知的資産経営の観点から対象企業の強み等を分析した上で評価書を作成。	ヒアリング調査：あり 対応業種：制限なし	ヒアリング実施後概ね 2 週間～1 カ月
F	・対象企業が保有する特許権に関連するパテントマップを作成。 ・対象企業へのアンケート調査等をもとに技術概要や想定顧客、競合等を把握した上で評価書を作成。	ヒアリング調査：なし 対応業種：バイオ、製薬、化学については限定的	アンケート到着後概ね 3～4 週間
G	・知的財産権の金銭的な価値の算出および関連するパテントマップの作成を実施（簡易版、パテントマップ版、経済価値評価版の 3 パターンを用意しており、金銭的な価値評価を行うのは経済価値評価版のみ）。 ・対象企業へのアンケート調査 / ヒアリング調査等をもとに事業概要を把握した上評価書を作成。	ヒアリング調査：原則なし 対応業種：制限なし	アンケート / ヒアリング実施後概ね 2 週間～4 週間
H	・知的財産権の金銭的な価値を算出。 ・公開情報や独自のデータベースをもとに各種情報を把握した上で評価書を作成。	ヒアリング調査：なし 対応業種：制限なし	受託後 5 営業日程度

出所：中小企業知財金融促進事業事務局

この事業性評価の施策推進の中で、知財ビジネス評価書の活用を行なっていることが見受けられる金融機関も多くみられている。

5. 知財金融の今後の展望～知財金融における評価およびそれを踏まえた融資とソリューションのあり方について～

これまででは知財金融の現状の動きを概観してきたが、ここからは、将来の知財金融について少し考えてみたい。本稿では、知財金融の定義を「知財を活用した優れた事業、経営を行なっている、もしくは行なうことが期待される中小企業に対して、地域金融機関が、積極的なコミュニケーションや的確な資金供給、支援を実施するために知財の視点を活用すること」としたが、現在急激な勢いで進んでいる事

業性評価の取り組みを前提とすると、地域金融機関が当該中小企業の事業、経営における知財の意義や貢献に着眼していくことは当然想定されよう。そして、事業が顧客に提供している付加価値、創出している競争力、さらにその持続可能性が、技術力、知財力に基づいているのであれば、その技術力、知財力を踏まえて、事業性を評価することで、対象企業の将来をより確固たるものとして見通しながら、融資や支援を行なうことが可能になると考える。さらに、知財金融は、既存事業の評価はもちろんとして、金融行政が成長性を評価した融資を求めていること、また地域金融機関のビジネスが、他行が貸さない企業の中で将来有望な企業に融資をして支援を行なうことで収益性を高めるビジネススタイルに変えようとしていることを踏まえると、これから事業が始まるアーリーなものについても評価、融資、支援を

図表8 平成27(2015)年度 知財ビジネス評価書 採択金融機関一覧

No.	都道府県	金融機関名	No.	都道府県	金融機関名	
1	北海道	北洋銀行	32	岐阜県	大垣信用金庫	
2	岩手県	岩手銀行	33		高山信用金庫	
3		東北銀行	34	静岡県	磐田信用金庫	
4	宮城県	七十七銀行	35		遠州信用金庫	
5	秋田県	秋田銀行	36		静岡銀行	
6	山形県	荘内銀行	37	静岡中央銀行		
7	栃木県	鹿沼相互信用金庫	38	愛知県	愛知銀行	
8	群馬県	群馬銀行	39		名古屋銀行	
9	埼玉県	埼玉りそな銀行	40	三重県	北伊勢上野信用金庫	
10	千葉県	京葉銀行	41		百五銀行	
11		千葉興業銀行	42	大阪府	近畿大阪銀行	
12	東京都	朝日信用金庫	43	兵庫県	尼崎信用金庫	
13		さわやか信用金庫	44		神戸信用金庫	
14		城北信用金庫	45		但陽信用金庫	
15		巣鴨信用金庫	46		西兵庫信用金庫	
16		東京シティ信用金庫	47		播州信用金庫	
17		東京信用金庫	48		兵庫県信用組合	
18		東京スター銀行	49		兵庫信用金庫	
19		東京東信用金庫	50		奈良県	奈良中央信用金庫
20		みずほ銀行	51		鳥取県	鳥取銀行
21		りそな銀行	52		島根県	山陰合同銀行
22	神奈川県	かながわ信用金庫	53	岡山県	中国銀行	
23		横浜信用金庫	54	広島県	もみじ銀行	
24	富山県	新湊信用金庫	55	山口県	山口銀行	
25		北陸銀行	56	香川県	百十四銀行	
26	福井県	福邦銀行	57	高知県	四国銀行	
27	山梨県	山梨中央銀行	58	熊本県	肥後銀行	
28	長野県	長野銀行	59	大分県	大分銀行	
29		長野信用金庫	60		豊和銀行	
30		八十二銀行	61	沖縄県	琉球銀行	
31	岐阜県	大垣共立銀行				

出所：中小企業知財金融促進事業ポータルサイト (<http://chizai-kinyu.jp/>)

図表9 平成26(2014)年度に知財ビジネス評価書に取り組んだ金融機関



出所：中小企業知財金融促進事業ポータルサイト (<http://chizai-kinyu.jp/>)

行なうことが想定される。そして、中小企業の業績は景気や競合他社の動きの影響を受けやすく、リスクが大きいため、当該企業の事業の強みの源泉として、技術、知財をみることへの金融機関からの潜在的な期待も高いと思われ、前述した特許庁事業でのインタビューでもそのような期待が聞かれているところである。以上を踏まえて、中小企業金融における知財視点の活用のある方を展望したい。

5.1. リレーション、営業段階について

地域金融機関の業務の中で、知財の視点を入れる場合の最初の入り口は、取引先へのコミュニケーションや営業の段階であると思われる。知財情報は、J-PlatPad¹⁷で訪問の前に簡単に入手することができ、顧客とのコミュニケーションをとるためのヒアリングのきっかけのなる情報が多く含まれている。またそのきっかけ情報から取引先の実態把握のための網羅的な情報へ広げていくなどの展開が考えられる。例えば、特許技術を実施している設備の話に展

開することで、設備資金の提案を行ったり、主たる発明者が社長で高齢な場合は事業承継なども提案していきることがありうる。このようにコミュニケーションの入り口として、知財情報等が活用できると考えられる(図表12)。

5.2. 審査、ソリューション段階について

審査やソリューションでは、まさに事業性評価の有効性、精度を高めるために、知財の視点を含めて、事業を評価することになる。ここで、技術、知財の視点を踏まえた事業性評価を概念図で示すと、一例として次のような考え方が想定される(単純化のため、主に技術の面で付加価値が創出されるタイプの事業を取り上げている。以下説明はこのタイプを前提に行なう)。当然のことではあるが、技術や知財を単体でも意味がない。あくまでも事業戦略の中で技術、知財がどのように機能しているかを事業評価全体の中に組み入れる必要がある。

ここでは知財を2つの概念に分解して整理してい

図表 10 「知財ビジネス評価」を活用した融資事例

平成27年10月26日

「知財ビジネス評価書」を活用した融資取組みについて
～百五銀行第1号案件～

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、鈴鹿エン지니어リング株式会社（四日市市、代表取締役 矢田 龍生）に対して、「知財ビジネス評価書」を融資判断の材料とした融資契約を締結しましたのでお知らせいたします。

当行は、特許庁が行う「知財ビジネス評価書作成支援（裏面のスキーム図を参照）」に参画し、中小企業の保有する知的財産権に着目するなど、お取引先の事業の全体像や強みを理解する営業活動を行ってまいりました。

そのような中、ゴムやプラスチックなどの高粘度混練材料を用いた密閉圧混練機の開発などに関する権利有効特許を保有する当社について、知財戦略や「知財ビジネス評価書」で評価された経済価値を参考にして、今般の融資を取組みました。

今後も百五銀行は、事業性評価を通じ、金融面での支援を行ってまいります。

なお、本件は、「知財ビジネス評価書」を活用した融資取組みの第1号案件となります。

記

【取組概要】

取引先	四日市市小古曾東2丁目1-65 鈴鹿エン지니어リング株式会社 代表取締役 矢田 龍生 氏
業種	ゴムの混練設備および混練設備周辺機器などの製造・販売
資本金	50 百万円
従業員数	29 名（平成 27 年 3 月現在）
設立	昭和 50 年 11 月
融資契約額	100 百万円
企業概要	ゴム練り工場の自動機械装置の開発・製造事業を手掛け、内外の有力ゴム企業へ多数の生産ラインを納入しています。近年はハード面のみならず、品質管理を目的としたソフトウェアの開発にも事業領域を拡大し、医薬品の製造ラインにも納入実績があります。知財面においては、製品ラインナップと重なる技術領域での国内特許出願のみならず、国際出願も 1980 年代から行ない、早くから海外展開も企図した知財戦略を推進しています。

以上

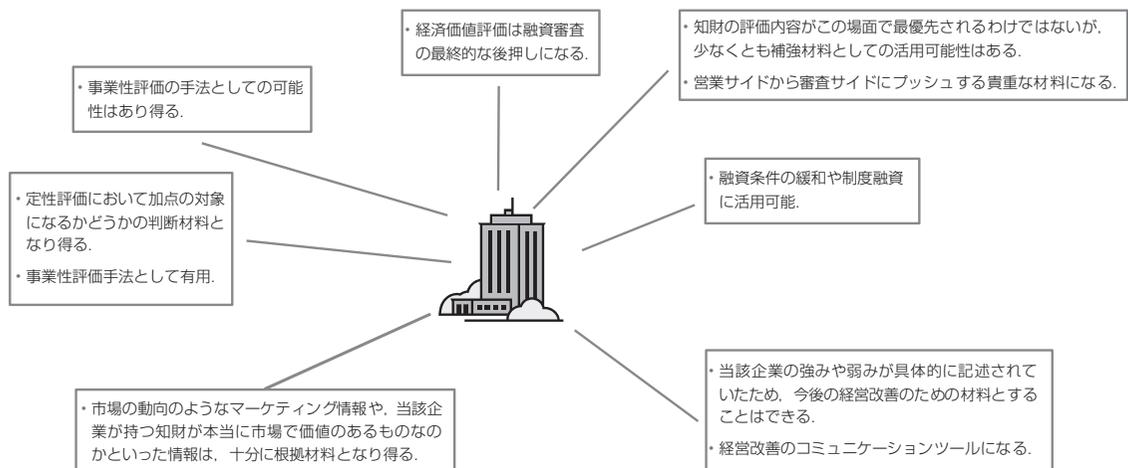
【ご参考】知財ビジネス評価書を活用した融資の流れ
(平成 27 年度知財ビジネス評価書作成支援公募要領より発行作成)

- ① 百五銀行は、特許庁からの受託事業者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下MURC）に取引先である中小企業の「知財ビジネス評価書」の作成を依頼。
- ② MURCは、提携調査機関に対して、評価書の作成を委託。
- ③ 提携調査機関は、評価対象となる企業に訪問・ヒアリングなどを実施。
- ④ 提携調査機関は、③に基づき「知財ビジネス評価書」を作成し、MURCに提出。
- ⑤ MURCは、「知財ビジネス評価書」を百五銀行に送付。
- ⑥ 百五銀行は、「知財ビジネス評価書」をもとに、知的財産を含めた事業性を評価、多面的な把握を行ったうえで、融資可否・スキームについて検討を行う。

※知財ビジネス評価書作成支援について
特許庁が、中小企業の知的財産の価値を「見える化」することで、金融機関からの融資につなげるための取組みである「知財金融促進事業」の一環として開始。
金融機関から申請を受け、融資を検討している中小企業の知的財産を活用したビジネスについての評価書を提携調査会社等が作成し、金融機関に無償で提供されます。

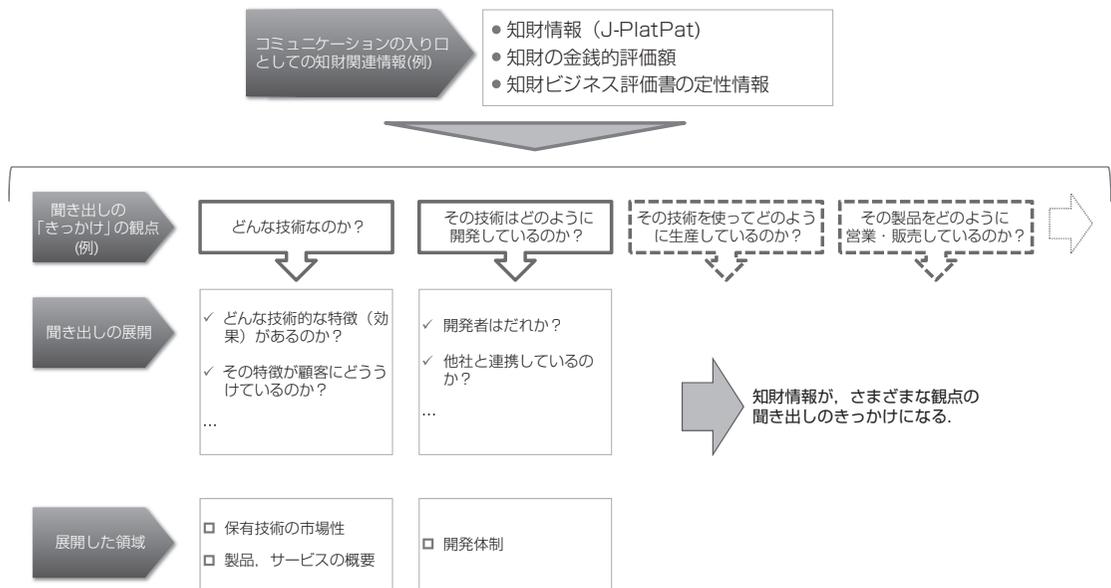
出所：百五銀行ホームページ（www.hyakugo.co.jp/news/img/20151026-1news.pdf）

図表 11 平成 26（2014）年度に「知財ビジネス評価書」に取り組んだ金融機関からのコメント



出所：肥塚（2015e）

図表 12 リレーション・営業段階における知財の視点



出所：筆者作成

る。1つが技術であり、もう1つが知的財産権である。そして、その技術および知的財産権の事業上の効用の大きさとそれを持続可能な形で創出できる当該企業の能力を総称して、技術力、知財力と呼んでいる。この意味での技術力、知財力の強さ、そしてその強さを踏まえて、他社比の事業優位性を評価するのが、事業性評価における知財の視点活用の1つの例と想定される。

さらに、事業性評価は中小企業の成長性を踏まえて、融資や支援を行なうことを求めており、これから事業化を行なうアーリーな段階の企業への支援なども想定されているところである。この場合の事業性評価における知財の視点は、市場もまだ確立していないことから、技術、知財のポテンシャルの評価やそれを踏まえた潜在的な市場性の評価（技術シーズの市場開発）などが知財の視点の活用として重要になろう（図表 14）。

5.3. 知財視点を踏まえた事業性評価のフレームと構成要素

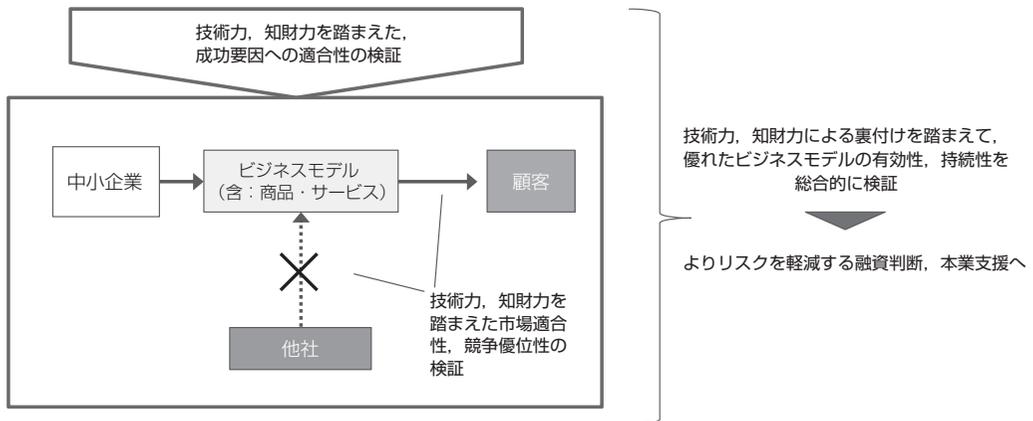
知財視点を踏まえた事業性評価とは、取引先の技術力、知財力を踏まえて、市場適合性、競争力などを評価することで、融資や支援のリスクをより低減

させることであると想定されるが、中小企業の競争力等における技術力、知財力をどのようにみていくかが課題となる。実務における評価手法は実務家の文献等がさまざまみられると思われ、また対象企業によっても多岐にわたると考えられるので、ここでは、評価のフレームと事業戦略に影響を与える技術力、知財力を見る際の切り口に簡単に触れておきたい。

5.3.1. 評価フレームの考え方

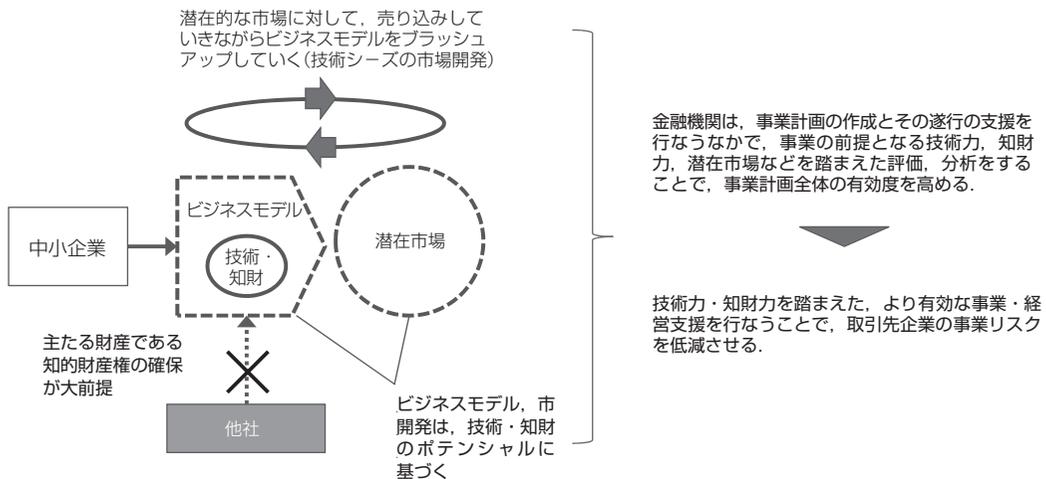
技術力、知財力を踏まえた事業性評価のフレームであるが、前述の金融庁が示しているフレームがいわゆる3C分析であることから、3C分析が前提になると考える。一般的によく知られている3Cであるが、改めて確認すると、大前（1984, 2007）は、3Cとは、企業、顧客、競合であり、そして優れた事業戦略には、市場の明確な定義、企業の得意分野と市場ニーズの一致、カギとなる成功要素について競合より優れているという特徴があるとし、「戦略とは、自社の相対的な強みを顧客のニーズをより満たしうるようを用いて、競合他社よりも優位な差別化を達成しようとするための、努力の結晶」と述べている。前述の図表2で紹介した、金融庁の事業性評価もほぼこの概念に則していることが確認でき

図表 13 審査, ソリューション段階における知財の視点 (その1)



出所: 筆者作成

図表 14 審査, ソリューション段階における知財の視点 (その2)



出所: 筆者作成

る。技術力, 知財力を踏まえた事業性評価は, このフレームワークに基づいた評価の精度を高めるために, 評価の観点の中に, 技術力, 知財力による裏付けが入っているものと想定される。

5.3.2. 技術について

技術は, 当該企業のビジネスモデルの市場への適合力と競争優位性を構成するベースになると考えられる。まず技術の定義であるが, フロイド (2008) は技術について, 「技術とは, 製品または提供品, 生産工程または事業運営に関する構想・開発・応用のための, 科学的あるいは工学的知識の実用化」としている。また, 小川 (1996) は, 中小企業を念頭

において, 特に製造に関連した技術の範囲について, 「開発技術, 設計技術, 生産技術, 現場管理技術, 保全技術, 製造作業技術」およびそれらの「統合技術」という整理を行ない, その上で, 技術マネジメントとは, 「技術に関する人材, 情報, 道具, 材料の統合的経営管理」と述べている。山田 (2000) は「技術とは, 企業が市場に提供する製品ないしサービスを生産する方法や手段のことを指し, 組織としてのその実現能力を技術力」といい, 原田 (2007) は「技術とは, 企業の提供する製品やサービス, およびその従事する諸活動 (生産, 物流など) で活用される理論的・実務的知識, スキル, 人工物」とし

ている。大まかにいえば、製品・サービスを構成するため、また製造・開発、管理するため、さらに事業を展開するための科学的・工学的な知識であり、それを製品・サービスに実現する組織能力が技術力であるといえよう。

そして、その技術・技術力による事業戦略への貢献であるが、フロイド（2008）は技術について「製品の差別化」「コストの削減」「新しいビジネスチャンスの創出（または代替脅威との対抗）」「戦略転換の促進と支持」「に到達するための第一の、そしてしばしば唯一の手段」と述べている。また戦略論でも技術リーダーシップとして、技術をベースした競争優位性が述べられている。例えば、ポーター（1985）は「技術は、相対的コスト地位や差別化の実現に大きな役割を果たすならば、競争優位に影響を与える。技術はあらゆる価値活動に用いられ、……コストと差別化の両方に強力な影響を及ぼすことができる」としており、さらに、バーニー（2003）は、「（技術リーダーシップ）戦略は新興業界において、2つの優位性を生み出す」とし、「より低い生産コストを実現できる」ことと「技術について特許による保護をうけることで、自社のパフォーマンスを高める場合がある」としている。

技術が活用されることで、事業戦略に影響を与えることにつながる経営活動の範囲は非常に広い。技術はバリューチェーン全体に対して影響を与え、そしてその効用として、競争戦略の代表的な2つのタイプである差別化、低コストのいずれかに大きな影響力をもって活用されうるものである。そして、知財金融における評価では、その差別化、低コストのカギとなる成功要因が競合よりも優れていることを技術、知財の観点も踏まえて、見極めることになろう。また、グラント（2008）が「新興産業や、技術が主要な競争要因になっている産業では、革新を生み出し、発展させていくことが競争優位の基本的な源泉であり、戦略策定の焦点である」と述べているが、現在の技術だけではなく、将来に向けた技術の蓄積や開発の状況やそれを実現する能力も競争優位の持続可能性を評価する上で重要な視点となろう¹⁸。

5.3.3. 知的財産権

知的財産権にはさまざまな効用がある¹⁹。丸島（2011）は、「事業を営む者にとっては、特許権の本質は他者の実施を排除する権利、すなわち排他権と理解すべきである」と述べ、「知財経営とは、「知的財産を生かして事業活動を盛りたてる企業経営」という意味であり、知財経営の本質は事業の強化にある」としている。つまり、排他権を活用して事業強化を行なうことを意図している。そして、排他権とは、事業を守る「守りの権利」と自社の弱みを消す「攻めの権利」があるとしており、「攻めの権利」は相手に脅威を与えるため、「他社が実施する技術に対して設定する」としている。また長谷川（2010）は「特許戦略の中で最も重要なことは、競合する他社の存在と、その他社の技術を予測し、その予測される技術を包含する特許を出願することであって、単に自社の技術を守るために出願するというのではない」²⁰と述べている。

また、事業における知的財産の活用について、早期にその手法を紹介したことで知られているリベット他（2001a, 2001b）は、特許の戦略的な管理のメリットとして、「①他社が真似できない強みを持つことができる、②財務業績を向上させられる、③競合他社との競争力を増すことができる」とし、①については、知的財産を活用し「コア技術とビジネスモデルをライバルから守る」ことで競争優位を築くことができるとしている。デービス他（2003）は、知的財産を経営戦略と整合させるために「現在の、また将来の製品や市場を見定め、将来に向けて権利を主張するために知的財産を活用」しなければならないとしている。ゼニオス他（2015）は、「イノベーターは医療機器ベンチャーの出口戦略のかなりの部分が、IPの強さに縛られるあるいは決定されるということに気づくべきである」「イノベーターにとって、新規デバイスの特性の特許を取得するだけでは不十分である。だれが類似したデバイスや次世代製品を開発する可能性を予測して、それを阻止することは非常に重要である」と述べている。中小企業向けの知財戦略の解説の中でも佐原（2013）は「競合他社が模倣してくる点」を十分に検討して、特許出願の戦略を練る必要があります。特許権を取得す

るのは、「他社の参入を防止するため」だから」としている。

知的財産の効用は上記だけではないが、知的財産権の代表的な効用である「特許権の他社排他力」だけをみても3Cのフレームでの評価の観点としては、少なくとも次のことがいえよう。知的財産権は競争優位を維持するために活用することができるが、それが機能するためには、自社の技術を保護するだけでなく、他社の参入を阻止することも行なわなければならない。その際には、自社および他社の未来の事業、技術を予測して、権利を取得している必要がある。但し、このような知財戦略を中小企業が自社で担うのは困難かもしれない。丸島(2011)は、「中小企業では手が回らないという声もある。……自社の事業を理解し、自社事業戦略に合わせた知的財産戦略の活動をしてくれる弁理士を探すことに尽きる」と述べている。どんな弁理士を活用しているかという観点も評価の視点として、重要になることが示唆されよう。また、中小企業にとってはより次元が高いことであるが、最終的には実際にその排他権を活用しなければ意味がない。「知的財産の活用の場合とは、すなわち交渉の場合である」(丸島, 2011), 「知財と法務をボーダレスに駆使することが必要」(鮫島, 2014)と述べられているとおり、訴訟対応なども含めた交渉能力(活用している外部専門家も含めて)も評価の視点になろう(本来的には極めて重要な観点である)。

なお、特許と資金調達の関係についての研究事例としては、シェーン(2005)が、特許が大学発ベンチャーの資金調達力を高めることを示した研究事例を複数紹介している。

5.4. 今後の展望

地域金融機関をめぐる経営環境や行政方針が変わり、地域金融機関も中小企業の将来の事業可能性を評価して、リスクを取った融資をしなければならなくなっている。その場合の融資とは、通常のデットだけでなく、メザニンなどより投資に近い領域の資金供給も求められているところである。そして、その地域金融機関のビジネスモデルは、誰もがお金を貸したい先への(お願い)営業による金利競争へ

の反省に立ったものであるため、他行が貸さない先へのリスクを伴った中小企業融資(投資的な意味合いが強いもの)である。したがって、知財金融として、地域金融機関から求められるであろう活動は、知財の視点を入れた中小企業の事業性評価のみならず、そのような中小企業へのハンズオン支援である。なぜなら中小企業やベンチャー企業への投資の本質は、投資のリスクが低い企業を探すことではなく、投資した中小企業等へ支援をしながら、その経営・事業のリスクを低く仕上げることだからである。

このような将来展望を踏まえると、知財金融には今後の取り組みとして、次の観点の活動が急務であろう。①中小企業の知財を活用した事業戦略の研究とその評価手法の開発(アーリーなステージも含めて)、②①の成果を踏まえた、中小企業の支援を行なうことができる人材の育成である。これは、以前から求められてきたことではあったが、より本格的にまた喫緊の課題として、現在の地域金融機関の経営から求められてきているといえよう。筆者も微力ながらこれに貢献できるよう努力をしていきたいと考えている。知財金融の今後の展開に期待をしたい²¹。

注

- 1 ここでは地域金融機関に話を絞っているが、それは中小企業の資金調達は中小企業の特長から、地域金融機関からの融資が中心にならざるを得ないことが多いためである(渡辺他, 2013)。また後述する特許事業の「中小企業知財金融促進事業」でも対象は金融機関に限定されている。
- 2 大学発ベンチャーへの投資では、投資判断に知財が重要なファクターとなっていることが知られている(シェーン, 2005)。
- 3 金融審議会(2012)。
- 4 家森(2013)は、「企業の赤字を埋めるための資金供給だけでは、問題を先送りして、深刻化させるだけである」「今求められている金融機関の支援は、企業の本業そのものの競争力を強化するものでなければならない」「これからの地域金融機関がなすべきことは、今はリスクを大きすぎて貸すのが難しい地元企業をお金を貸せる企業に「育てる」ことである」。
- 5 日本経済再生本部(2014)。
- 6 金融庁(2014a)。
- 7 金融庁(2014b)。
- 8 西田(2014)。
- 9 金融庁(2014a, 2015a)。
- 10 金融庁(2014a)。
- 11 大前(1984, 2007)。
- 12 広島銀行の事例は、金融財政事情(2014, 2015)、近代セールス(2015)による。
- 13 知的資産の定義については、古賀(2005)を参照のこと。
- 14 近代セールス(2015)。
- 15 金融財政事情(2014)。
- 16 本事業の記述は、知財金融ポータルサイト(<http://chizai-kinyu.jp/>)、本事業の解説文献である伏本(2015a, 2015b)、肥塚(2015a-e)などを参照のこと。なお、筆者は当該事業の事務局責任者を務めている。

- 17 特許庁ホームページ (<https://www.jp-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>).
- 18 中小企業特有の技術力やその向上については、山田(2000)、弘中(2007)、小川(1991、1996、2009)で詳しく解説されている。また、事業戦略、企業戦略における技術の実体的側面については、バーゲルマン他(2007)に詳しく解説されている。
- 19 ささまざまな効用があるが、排他的効力に基づく効力が代表的なものであると思われる。知的財産権の排他的効力により、競争優位が確保できるという観点、事業戦略分野の著名な文献でも指摘されているところである(例えば、ポーター、1985; パーニー、2003; ティッド他、2004; アーカー、1986など)。
- 20 実務的には、FTO調査やクリアランスと呼ばれている、他社の権利を侵害せず、研究や開発を自由に行なえる環境を維持することが重要である(ゼニオス他、2015)。丸島(2011)の「攻めの特許」はこのような環境を交渉などで確保するための特許活用などを意図している。特許を確保しただけでは自由な実施ができるわけではないという点は特に重要である(丸島、2011)。なお、フリーダムはバリューチェーン全体で確保される必要があるが、その観点での知財リスク分析のイメージは、チェスブロウ(2007)を参照されたい。
- 21 本稿脱稿後、金融庁に「金融仲介改善に向けた検討会議」が設置された(12月18日付)(金融庁、2015c)。本会議では、議論のテーマとして、「事業性評価に基づく融資や本業支援の能力向上」「事業性評価に基づく融資の、持続可能なビジネスモデルとしての位置づけ」などがあげられており(金融庁、2015d)、事業性評価についてより深い議論がなされると思われる。

参考文献

NTT データ経営研究所(2014)「金融庁委託調査 我が国金融機関による、中小企業の経営改善支援・事業再生支援等に関する調査」2014年2月。

大前研一(1984)『ストラテジックマインド—変革期の企業戦略論』プレジデント社。

大前研一(2007)『大前研一 戦略論—戦略コンセプトの原点』ダイヤモンド社。

小川英次(1991)『現代の中小企業経営』日経新聞社。

小川英次(1996)『新起業マネジメント 技術と組織の経営学』中央経済社。

小川英次(2009)『現代経営論—中小企業経営の視点を探る』中央経済社。

官民ラウンドテーブル(2013)「中小企業金融の向上」作業部会「金融機関によるリスクマネー供給力の強化等に通じた創業・新規事業支援の促進にむけて」2013年5月。

官民ラウンドテーブル(2014)「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会「地域における新産業等の育成と金融の役割」2014年3月。

近代セールス(2015)「法人営業推進体制の高度化と担当者の目利き力向上を实践」2015年8月15日号。

金融審議会(2012)我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ「我が国金融業の中長期的な在り方について」2012年5月。

金融庁(2013)「平成25事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」2013年9月。

金融庁(2014a)「金融モニタリングレポート」2014年7月。

金融庁(2014b)「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針」2014年9月。

金融庁(2015a)「金融モニタリングレポート」2015年7月。

金融庁(2015b)「平成27事務年度 金融行政方針」2015年9月。

金融庁(2015c)金融庁HP「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について (<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151218-2.html>)。

金融庁(2015d)金融庁HP「金融仲介の改善に向けた検討会議(第1回)配布資料1 議論のテーマ」(<http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryou/20151221/01.pdf>)。

金融財政事情(2014)「広島銀行が取引先の中計策定を有料で支援」『金融財政事情』2014年3月3日号。

金融財政事情(2015)「企業ごとの評価シートをもとに実態把握を進める広島銀行」『金融財政事情』2015年3月30日号。

熊沢孝(2007)「1. 知的財産はコトとして実現される」財団法人企業共済会「中小製造業における知的財産戦略」(2007年)。

クリス・フロイド(2008)『経営と技術』英治出版。

ケビン・リベット、デビット・クライン(2000a)『ビジネスモデル特許戦略』NTT出版。

ケビン・リベット、デビット・クライン(2001b)「特許をキャッシュ化し、競争優位を築く知的財産のレバレッジ戦略」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2001年7月。

肥塚直人(2015a)「弁護士など交え知財評価 特許権など生かした資金調達に拡大」『日経産業新聞』2015年4月27日。

肥塚直人(2015b)「知財総合支援窓口と窓口機能強化事業の紹介」『平成27年度窓口機能強化事業 知財総合支援窓口管理者連絡会議』2015年5月11日。

肥塚直人(2015c)「知的財産と金融 昔と今 ~最新のトレンドと知的財産を切り口とした事業性評価の可能性~」『IPマネジメントレビュー』17号(2015年6月1日)。

肥塚直人(2015d)「知的財産を活用した資金調達と知財ビジネス評価の意義」『研究開発リーダー』2015年7月号。

肥塚直人(2015e)「事業性評価で注目される知財金融 特許庁の取り組みと効用」『金融財政ビジネス』第10519号(2015年9月7日)。

古賀智敏(2005)『知的資産の会計』東洋経済新報社。

佐原雅史(2013)『知財戦略の教科書』PHP研究所。

鮫島正洋(2014)『技術法務のススメ』日本加除出版。

ジュリー・L. デービス、スーザン・S. ハリソン(2003)『役員室にエグゼクティブがいたら—知的財産で勝つ経営戦略』。

ジョー・ティッド、ジョン・ベサント、キース・パビット(2004)『イノベーションの経営学』NTT出版。

ジェイ・B. パーニー(2003)『企業戦略論 [上] 基本編』ダイヤモンド社。

スコット・シェーン(2005)『大学発ベンチャー』中央経済社。

ステファノス・ゼニオス、ジョシュ・マコーワ(2015)『BIODESIGN バイオデザイン』集事日報社。

デビット・A. アーカー(1986)『戦略市場経営』ダイヤモンド社。

西田直樹(2014)「地域金融機関の課題について」『New finance』2014年11月。

日本経済再生本部(2013)「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」2013年6月。

日本経済再生本部(2014)「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」2014年6月。

日本経済再生本部(2015)「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」2015年6月。

長谷川曉司(2010)『御社の特許戦略がダメな理由』中経出版。

原田勉(2007)『技術マネジメント』日経新聞社。

弘中史子(2007)『中小企業の技術マネジメント』中央経済社。

伏本正典(2015a)「知的財産権(知財)を評価した融資の促進について—知財ビジネス評価書を活用した事業性評価—」『金融』2015年7月。

伏本正典(2015b)「知的財産権を評価した融資の促進—知財ビジネス評価書を活用した事業性評価—」『信用金庫』2015年8月。

ヘンリー・チェスブロウ(2004)『OPEN INNOVATION』産業能率大学出版部。

ヘンリー・チェスブロウ(2007)『オープンビジネスモデル』翔詠社。

M. E. ポーター(1985)『競争優位の戦略』ダイヤモンド社。

まち・ひと・しごと創生本部(2014)「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2014年12月。

丸島儀一(2011)『知的財産戦略』ダイヤモンド社。

みずほ総合研究所(2012)「金融庁委託調査 地域経済における金融機能の向上に関する調査研究」2012年2月。

山田基成(2000)「技術の蓄積と創造のマネジメント—日本企業の競争力の源泉を求めて—」『商工金融』2000年4月。

家森信善(2013)「地域経済振興に向けて求められる地域金融機関の役割—前に進むための支援を強力に進めよう—」『産業立地』2013年9月。

ロバート・A. バーゲルマン、クレイトン・M. クリステンセン、スティーヴン・C. ウィールライト(2007)『技術とイノベーションの戦略的マネジメント(上)(下)』翔詠社。

ロバート・M. グラント(2008)『現代戦略分析』中央経済社。

渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫(2013)『21世紀中小企業論』有斐閣。